

札幌の歴史を知り・楽しみ・あじわう

申込締切日

12月1日
(火)

れきぶん2020 モニターツアー 参加者大募集!

参加者には
お土産つき!

定員
10名

札幌都心部～創成東エリアから札幌の歴史文化を学ぶまちあるきツアー

まち並みや文化財に関する「なるほど」や「そうだったのか」のお話を聞きながら、札幌都心部周辺を歩く『れきぶんモニターツアー』を実施します。街歩き研究家・和田哲さんにご案内いただきながら、札幌のまちができてきたところに思いをはせて物語の地を巡ってみませんか。

開催日 2020/
12/13 (日)

時間 10:00～13:00頃
(集合時間 9:45)

集合：中央バス札幌ターミナル1階バス待合室（札幌市中央区大通東1丁目3番地）
※大通バスセンターではございませんので、お間違えないようご注意ください。

まちあるきコース



昼食

和洋折衷喫茶ナガヤマレストのお弁当

※新型コロナウイルス感染拡大防止の警戒レベル等によっては、飲食を控え、お持ち帰りとなる場合があります。



案内人



和田哲氏 : 「O.tone」編集部デスク
街歩き研究家

古地図や写真などから札幌や北海道の歴史を読み解いている。NHK「プラタモリ」札幌編の案内人。HBC「今日ドキッ!」に不定期出演。O.toneでは「古地図と歩く」を連載している。

申込時の諸注意

対象 3時間程度歩く体力のある方（当日は徒歩でのまちあるきになります）

添乗員 なし（係員が同行します）

定員 10名
（応募多数の場合、抽選となります。）

服装等 防寒対策や歩きやすい靴などをご準備ください。

食事 昼食1回

参加費 3,500円（札幌テレビ塔・札幌市時計台共通入場券、昼食代含む）

- ・ツアーの最後にアンケートのご協力をお願いします。ご了承の上ご参加ください。
- ・天候や新型コロナウイルス感染症の警戒レベルなどにより行程を変更する場合がございますのでご了承ください。

モニターツアーへ参加希望の方は裏面をご覧のうえお申込みください!

【ツアー内容に関するお問い合わせ先】株式会社ノーザンクロス（業務受託事業者） 担当：矢野、萩（TEL 011-232-3661）

【参加申込先】株式会社シービーツアーズ（旅行企画・実施）※連絡方法は裏面をご確認ください

【イベント主催】札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会（事務局：札幌市市民文化局文化部文化財課内）



令和2年度文化庁文化芸術振興費補助金

注意 ▶ ご応募多数の場合、抽選にて参加者を決定させていただきます。

事項 抽選の結果については、12月4日(金)までにお申込みいただいた皆様にご連絡いたします。

以下の申込内容を①、②、③のいずれかの方法にて、株式会社シービーツアーズまでお伝えください。

①FAXの申込先：011-221-0117

②電話の申込先：011-221-0912

③インターネット予約：https://www.cb-tours.com

申込締切
12月1日(火)

申込内容 ※複数名での参加を希望される方は、「代表者」および「参加者全員分」の内容をお伝えください。

Form with fields for Representative Name, Address, Phone, Email, Age, and Participant Information.

※以下「旅行条件」については、抽選の結果、ご参加いただけるかた向けです。
※参加費の支払い方法は、ご参加者に別途ご案内いたします。

旅行条件【要旨】

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読み下さい。詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は(株)シービーツアーズ(以下「当社」といふ)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お送りする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。
●旅行のお申込み及び契約成立時期
(1)所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込み金を添えてお申込みください。お申込み金は、旅行代金お支払の際差引させていただきます。
(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出とお申込み金の支払いをしていただきます。
(3)旅行代金は、当社が契約の締結を承諾し、お申込み金を受領したときに成立するものとします。
(4)お申込み金(お一人様)

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認ください。
●旅行内容の変更
当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの実施その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめご連絡を致し、お客様が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。
●旅行代金の変更
前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の運送・宿泊サービスの提供の不足が発生したときによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
●取消料
(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けれます。

Table with columns: 契約解除の日, 取消料(お一人様)

*貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページに記載する取消料によります。
*当社の責任とならない各種ローソンの取扱上の事由に基づき、お取消になる場合も上記取消料をお支払いいただきます。
*お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上の一部の変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。

(2)お客様は上記に該当する場合は、取消料として旅行契約を解除すること

ができます。
①契約内容の重要な変更が行われたとき
②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
③不可能となったとき、または、そのおそれ極めて大いとき
④当社がお客様に対して、別途定める日まで、最終日程表を交付しなかったとき
⑤当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき
●当社による旅行契約の解除及び旅行中止
(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
(2)次号一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能が旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
③お客様が旅行中に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
④お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき
⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少乗組員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算しておこなって13日目にある日より前(日曜・旅行は3日目に当たる日以前)に旅行中止の通知いたします。
(3)お客様が目的地とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行参加条件が成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大いとき
●天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれ極めて大いとき
●旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかざりEコマースクラス)、宿泊費、食費、及び消費税等諸料。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻ししません。
(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含まれません。)
●添乗員等
添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行します。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務を行います。旅行中は、日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。添乗員の業務は、原則として8時から20時までです。
●当社の責任及び免責事項
(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様

に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償いたします。
(2)手荷物について生じた(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生日の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます。但し賠償いたします。
●特別補償
当社は、募集型企画旅行契約、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。
●死亡補償金：1500万円
●入院見舞金：20万円
●遺失見舞金：1～5万円
●携行品損害補償金：お客様1名につき15万円(ただし、補償対象品1個あたり110万円を限度とします。)
●国内旅行保険への加入について
ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込書の添付書面にお問い合わせください。
●事故等のお申し出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
●個人情報の取扱いについて
当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、
①当社及び当社が提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
②旅行参加者のご意見やご感想のご提供のお願い
③アンケートのお願い
④特典サービスの提供
⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を活用させていただくことがあります。
●旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件は2020年5月1日を基準として、また旅行代金は2020年5月1日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しています。

●お申込みは下記、(株)シービーツアーズ予約センターへ 内容の問い合わせは、(株)ノーザンクロス 担当：矢野、萩(TEL:011-232-3661)

Advertisement for BT Travel Agency with contact information, reservation center details, and emergency contact numbers.

合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者でこの旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ねください。